

震災対策編の主な修正内容

主な修正内容

国の防災基本計画、県地域防災計画の反映

(複合災害の定義を第1章計画の概要に移記)

<修正箇所>

- 震災対策編 第1編 第1章 計画の概要
第2 計画の性格等

<新旧対照表>

- 震災対策編 P2

現行	修正案
<p>4 国土強靱化の基本目標を踏まえた防災計画の作成等</p> <p>国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、</p> <hr style="border: 1px solid red;"/> <p style="text-align: right;">強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第11条において、国土強靱化基本計画以外の国の計画は、国土強靱化に関しては、国土強靱化基本計画を基本とするとされている。</p>	<p>4 国土強靱化の基本目標を踏まえた防災計画の作成等</p> <p>国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、国土強靱化基本計画に基づき、大規模地震後の水害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第11条において、国土強靱化基本計画以外の国の計画は、国土強靱化に関しては、国土強靱化基本計画を基本とするとされている。</p>

(電源確保に再生可能エネルギー等の活用を追記)

<修正箇所>

- 震災対策編 第2編 第1章 地震災害予防計画 第5節 防災活動体制の整備
第3 防災中枢機能等の確保・充実

<新旧対照表>

- 震災対策編 P58

現行	修正案
<p>1 趣旨</p> <p>市災害応急対策に係る機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、整備に努めるとともに、保有する施設、設備について、非常時の電源確保のために</p> <hr style="border: 1px solid red;"/> <hr style="border: 1px solid red;"/> <p>自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。また、市は緊急輸</p>	<p>1 趣旨</p> <p>市災害応急対策に係る機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、整備に努めるとともに、保有する施設、設備について、非常時の電源確保のために、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。また、市は緊急輸</p>

送のための拠点整備を行う。 さらに、県及び市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。	送のための拠点整備を行う。 さらに、県及び市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。
---	---

(タイムライン作成の努力義務について追記)

<修正箇所>

■震災対策編 第2編 第1章 地震災害予防計画 第6節 防災活動体制の整備
第4 広域応援協力体制の整備

<新旧対照表>

■震災対策編 P59

現行	修正案
<p>1～3 (略)</p> <p>4 防災関係機関の連携体制の整備</p> <p>(1) 共通</p> <p>地震災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、県、市及び防災関係機関は機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、及び緊急輸送ルート等の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努めるとともに、応急対策活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平時より連携を強化しておく。</p> <p>(中略)</p> <p>県及び市等は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資器材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む<u>ものとする。</u></p> <hr/>	<p>1～3 (略)</p> <p>4 防災関係機関の連携体制の整備</p> <p>(1) 共通</p> <p>地震災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、県、市及び防災関係機関は機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、及び緊急輸送ルート等の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努めるとともに、応急対策活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平時より連携を強化しておく。</p> <p>(中略)</p> <p>県及び市等は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資器材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む<u>ものとする。</u></p> <p><u>国、県及び市町村は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努める。</u></p> <p><u>また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。</u></p>

(消防団等も活用した防災教育の推進)

<修正箇所>

■震災対策編 第2編 第1章 地震災害予防計画 第21節 防災教育
第5 学校教育における防災教育

<新旧対照表>

■震災対策編 P114

現行	修正案
<p>1～2 (略)</p> <p>3 学校行事としての防災教育</p> <p>訓練の内容は、学校の立地条件、校舎の構造などを十分考慮し作成する。</p> <p>避難訓練は、表面的、形式的な指導に終わることなく、具体的な場面を想定したり、関連教科や学級活動・ホームルーム活動との連携を図るなど事前事後指導を意図的に実施する。</p> <p>特に、休憩時間や放課後などの授業時間外や校外で活動中に発生した場合を想定した避難訓練も実施し、教職員がその場になくても、自らの判断で安全な行動がとれるよう指導しておくことが大切である。教職員にあっては、児童等及び施設の安全確認、校内の連絡体制などそれぞれの役割の習熟に努めることが重要である。</p> <p>また、防災意識を高めるため、防災専門家や災害体験者の講演会の開催、地震体験車（起震車）等による地震疑似体験の実施及び市が行う防災訓練への参加等、体験を通した防災教育を実施する。</p>	<p>1～2 (略)</p> <p>3 学校行事としての防災教育</p> <p>訓練の内容は、学校の立地条件、校舎の構造などを十分考慮し作成する。</p> <p>避難訓練は、表面的、形式的な指導に終わることなく、具体的な場面を想定したり、関連教科や学級活動・ホームルーム活動との連携を図るなど事前事後指導を意図的に実施する。</p> <p>特に、休憩時間や放課後などの授業時間外や校外で活動中に発生した場合を想定した避難訓練も実施し、教職員がその場になくても、自らの判断で安全な行動がとれるよう指導しておくことが大切である。教職員にあっては、児童等及び施設の安全確認、校内の連絡体制などそれぞれの役割の習熟に努めることが重要である。</p> <p>また、防災意識を高めるため、防災専門家や災害体験者の講演会の開催、地震体験車（起震車）等による地震疑似体験の実施及び市が行う防災訓練への参加等、体験を通した防災教育を実施する。</p> <p><u>なお、市は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。</u></p>

(個別避難計画の作成、活用等に当たり必要な次に示す事項)

<修正箇所>

■震災対策編 第2編 第1章 地震災害予防計画 第23節 要配慮者等安全確保体制の整備
第2 避難行動要支援者等支援体制の構築

<新旧対照表>

■震災対策編 P121

現行	修正案
<p>1 (略)</p> <p>2 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 新規</u></p>	<p>1 (略)</p> <p>2 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 個別避難計画の作成、活用等に当たり次のとおり定める。</u></p> <p><u>ア 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動</u></p>

要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進め方

市は、計画作成の全体像（市支援による個別避難計画及び本人・地域記入の個別避難計画の作成）や優先して作成する基準等について定める。

イ 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者の避難支援にはマンパワー等の支援する力が不可欠であるが、地域によって異なるのが実情であり、実効性のある避難支援を計画するために、避難支援等関係者になり得る者の活動実態を把握して、地域における避難支援等関係者を決定する。

その際、必ずしも災害対策基本法で例示している消防機関、県警察、民生委員、市社会福祉協議会、自主防災組織に限定して考える必要はなく、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情により、避難支援者を決めること。

また、避難支援等関係者となりうる者をより多く確保するのに当たっては、年齢等にとらわれず、地域住民の協力を幅広く得る。

ウ 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

市の関係部局で把握している情報の集約、要介護状態区分別・障がい別・支援区分別等の把握方法などのほか、個人番号（マイナンバー）を活用した情報の集約・取得、県等関係機関への情報提供依頼、情報提供に当たり必要な事項について定める。

エ 個別避難計画の更新に関する事項

個別避難計画を更新する期間、仕組み等個別避難計画情報を最新の状態に保つために必要な事項を定める。

オ 個別避難計画情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう次に示す事項を参考に、市が講ずる措置を定める。

（ア）個別避難計画情報には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、個別避難計画情報は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する

（イ）個別避難計画情報の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で個別避難計画情報を取扱う者を限定するよう説明する

（ウ）市内の一地区の自主防災組織に対して市

<p>3 避難行動要支援者の避難支援</p> <p>(1) 市は、避難行動要支援者が、避難に要する時間や必要とする支援の種類に応じて必要な支援を受けることができるよう、上記の関係者等と協力して、個別 <u> </u> 計画等の作成に努める。</p> <p>(2) 市は、安全が確認された後に、避難行動 要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。</p>	<p><u>内全体の個別避難計画情報を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう説明する</u></p> <p><u>(エ) 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する</u></p> <p><u>(オ) 施錠可能な場所への個別避難計画情報の保管を行うよう説明する</u></p> <p><u>(カ) 受け取った個別避難計画情報を必要以上に複製しないよう説明する</u></p> <p><u>(キ) 個別避難計画情報の取扱状況の報告を求める</u></p> <p><u>(ク) 平常時から個別避難計画情報を保有しない者に対して災害時に提供する場合は、使用後に名簿情報の廃棄・返却等を求める</u></p> <p><u>(ケ) 個別避難計画情報の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する</u></p> <p><u>カ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮</u></p> <p><u>(ア) 警戒レベル3 高齢者等避難の発令・伝達 避難支援等関係者が個別避難計画情報を活用し、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その情報伝達について特に配慮が必要な事項を定める</u></p> <p><u>a 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとり的確に伝わるようにする</u></p> <p><u>b 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する</u></p> <p><u>c 高齢者や障がい者等にあった必要な情報を選んで伝達することなど</u></p> <p><u>(イ) 多様な手段の活用による情報伝達 聴覚障がい・視覚障がい・肢体不自由等それぞれの障がいの状況などに応じ、多様な伝達手段を活用して情報伝達を行う</u></p> <p><u>キ 避難支援等関係者の安全確保 避難支援等関係者の安全を確保するために必要な措置、ルール等について定める。</u></p> <p>3 避難行動要支援者の避難支援</p> <p>(1) 市は、避難行動要支援者が、避難に要する時間や必要とする支援の種類に応じて必要な支援を受けることができるよう、上記の関係者等と協力して、個別<u>避難</u>計画等の作成に努める。</p> <p><u>(2) 市は、避難行動要支援者があらかじめ定めておいた指定避難所等への移送手段が使えない場合に備え、福祉タクシー事業者等と協定を締結する等移送手段の確保に努める。</u></p>
---	---

<p>規制、迂回路の情報集約および周知</p> <p>3 樋門、排水ポンプ等の災害時対応</p> <p>4 「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づく建設業者との連絡調整</p> <p>5 土木関係災害対策用資材および機械の確保</p> <p>6 道路、橋梁および河川等の被害状況の確認（道路防災総点検要対策箇所・橋梁点検異常箇所を含む）</p> <p>7 道路、橋梁および河川の被害状況の応急復旧対応</p> <p>8 公営住宅の被害状況の確認と応対応</p> <p>9 被災建物応急危険度判定の実施（一般住宅、事務所、事業所等）</p> <p>10 被災建物応急危険度判定の実施（庁舎・総合センター・指定避難所含む）</p> <p>11 被災宅地危険度判定の実施（庁舎・総合センター・指定避難所含む）</p> <p>12 災害救助法仮設住宅の建設および応急対応</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>規制、迂回路の情報集約および周知</p> <p>3 樋門、排水ポンプ等の災害時対応</p> <p>4 「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づく建設業者との連絡調整</p> <p>5 土木関係災害対策用資材および機械の確保</p> <p>6 道路、橋梁および河川等の被害状況の確認（道路防災総点検要対策箇所・橋梁点検異常箇所を含む）</p> <p>7 道路、橋梁および河川の被害状況の応急復旧対応</p> <p>8 公営住宅の被害状況の確認と応対応</p> <p>9 被災建物応急危険度判定の実施（一般住宅、事務所、事業所等）</p> <p>10 被災建物応急危険度判定の実施（庁舎・総合センター・指定避難所含む）</p> <p>11 被災宅地危険度判定の実施（庁舎・総合センター・指定避難所含む）</p> <p>12 災害救助法仮設住宅の建設および応急対応</p> <p><u>13 林地崩壊および地すべり被害状況の確認と応急対応</u></p> <p><u>14 農地、農業施設、林道および治山施設の被害状況の確認と応急対応</u></p> <p><u>15 ダム・ため池 地震時点検 → 該当施設の被害状況の確認と応急対応</u></p> <p><u>16 主要幹線農道の被害状況の確認と応急対応</u></p>
--	--

（安否不明者の氏名等公表）

<修正箇所>

■震災対策編 第2編 第2章 地震災害応急対策計画 第2節 災害情報の収集・伝達
第1 基本的な考え方

<新旧対照表>

■震災対策編 P145

現行	修正案
<p>地震災害時において県、市及び防災関係機関が災害応急対策を適切に実施するためには、相互に密接な連携のもとに、迅速かつ的確に災害情報を収集、伝達する必要がある。</p>	<p>地震災害時において県、市及び防災関係機関が災害応急対策を適切に実施するためには、相互に密接な連携のもとに、迅速かつ的確に災害情報を収集、伝達する必要がある。</p>

道路、国道、一般県道の全面通行止め)の被害状況及び規制状況	_____	_____	_____	道路、国道、一般県道の全面通行止め)の被害状況及び規制状況	状況については、「島根県道路規制情報」システムを活用する。
-------------------------------	-------	-------	-------	-------------------------------	-------------------------------

(県の取組の反映、気象防災アドバイザー等の活用)

<修正箇所>

■震災対策編 第2編 第2章 地震災害応急対策計画 第7節 避難活動
第3 避難指示等の実施

<新旧対照表>

■震災対策編 P193

現行	修正案
<p>1～4 (略)</p> <p>5 県の実施する避難措置</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3)市が行う避難指示等に係る助言</p> <p>指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言する。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>1～4 (略)</p> <p>5 県の実施する避難措置</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3)市が行う避難指示等に係る助言</p> <p>指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言する。<u>さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。</u></p>

(県の取組の反映、掛合道の駅を第1次防災拠点に修正)

<修正箇所>

■震災対策編 第2編 第2章 地震災害応急対策計画 第13節 緊急輸送
第4 緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保

<新旧対照表>

■震災対策編 P229

現行		修正案	
<p>1 (略)</p> <p>2 輸送拠点等の確保</p> <p>市内の重要な防災上の拠点や各種輸送拠点、緊急輸送時における救援物資等の備蓄・集積拠点の被害状況を速やかに把握し、必要な拠点を確保する。</p> <p>(表一部略)</p>		<p>1 (略)</p> <p>2 輸送拠点等の確保</p> <p>市内の重要な防災上の拠点や各種輸送拠点、緊急輸送時における救援物資等の備蓄・集積拠点の被害状況を速やかに把握し、必要な拠点を確保する。</p> <p>(表一部略)</p>	
拠点的の種類	内容	拠点的の種類	内容
道路空間を利用した防災拠点	<p>・インターチェンジ等 (三刀屋木次、吉田掛合等) [第2次]</p> <p><u>・道の駅(たたらば壺番地、</u></p>	道路空間を利用した防災拠点	<p>・インターチェンジ等 (三刀屋木次、吉田掛合等) [第2次]</p> <p><u>・広域的な防災拠点とな</u></p>

(県の取組の反映、技術職員の派遣)

<修正箇所>

- 震災対策編 第2編 第3章 地震災害復旧・復興計画 第1節 災害復旧事業の実施
第2 災害復旧事業計画の作成

<新旧対照表>

- 震災対策編 P281

現行	修正案
1 (略) 2 支援体制 復旧・復興に当たり、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等協力を求める <u>ものとする。</u>	1 (略) 2 支援体制 復旧・復興に当たり、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等協力を求める_____。 <u>特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。</u>

(県の取組の反映、災害弔慰金支給事業の創設)

<修正箇所>

- 震災対策編 第2編 第3章 地震災害復旧・復興計画 第2節 生活再建等支援対策の実施
第8 災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給

<新旧対照表>

- 震災対策編 P291

現行	修正案
県は、災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付について次に示す措置を講じるべく、市を指導・助成する。 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害(以下「災害」という。)により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金について市が実施主体となり、条例に基づき実施する。 1 災害弔慰金の支給 2 災害障害見舞金の支給 3 災害援護資金の貸付	県は、災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付について次に示す措置を講じるべく、市を指導・助成する。 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害(以下「災害」という。)により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金について市が実施主体となり、条例に基づき実施する。 1 災害弔慰金の支給 2 災害障害見舞金の支給 3 災害援護資金の貸付 <u>県は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金の支給対象とならない災害により死亡した県民の遺族に対して、市町村が独自に災害弔慰金の支給を行った場合、当該市町村に補助金を交付する。</u> <u>県が市町村に対して交付する補助金の具体的な手順や内容については、「島根県災害弔慰金支給事業補助金交付要綱」に基づくものとする。</u>